常勤役員災害補償規程

(常勤役員/施設長)

- 第1条 当法人は、常勤役員が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。
- 第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、 災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

1) 死亡・後遺障害 20,500千円

2) 入院 1日につき 7,000円

3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または

5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置

や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

4) 通院 1日につき 4,000円

非常勤役員災害補償規程

(16 日~30 日/年間:理事長)

- 第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中(往復途上を 含む)急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入 者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。
- 第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、 災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。
- 第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

1) 死亡・後遺障害 16,800千円

2) 入院 1日につき 4,500円

3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または

5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置

や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

4) 通院 1日につき 3,000円

非常勤役員災害補償規程

(8日~15日/年間:理事・監事)

- 第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中(往復途上を 含む)急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入 者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。
- 第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、 災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

1) 死亡・後遺障害 17,100千円

2) 入院 1日につき 4,500円

3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または

5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置

や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

4) 通院 1日につき 3,000円

非常勤役員災害補償規程

(7日以内/年間:評議員)

第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中(往復途上を 含む)急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入 者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、 災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

1) 死亡・後遺障害 17,500千円

2) 入院 1日につき 4,500円

3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または

5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置

や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

4) 通院 1日につき 3,000円

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。平成29年7月1日改定(第 1条、第 3条)